

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例

昭和50年 3月31日
条例第15号

改正 昭和58年 1月 6日 条例第 3号 平成10年 3月31日 条例第 9号
平成13年 3月30日 条例第11号 平成16年 3月25日 条例第 9号
平成17年 3月31日 条例第25号

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例をここに公布する。

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例

(基金の設置)

第 1 条 市町村及び市町村が組織する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の振興を推進するため、市町村等に貸し付ける資金（以下「資金」という。）として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 1 項の規定に基づき、沖縄県市町村振興資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、1 億円とする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。
- 3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。
- 4 知事は、市町村等の振興及び活性化を図るため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。
- 5 前項の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

一部改正〔平成16年条例 9 号〕

(貸付けの対象)

第 3 条 資金は、次に掲げる事業のうち、知事が定めるものに貸し付けるものとする。

- (1) 公共施設の整備のため必要な事業
 - (2) 離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業
- 2 資金は、前項に規定するもののほか、知事が特に必要があると認める事業に貸し付けることができる。

一部改正〔昭和58年条例 3 号〕

(貸付限度額及び貸付条件)

第 4 条 資金の貸付限度額及び貸付条件については、規則で定める。

全部改正〔昭和58年条例 3 号〕

(管理)

第 5 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 6 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、その収益の額の 2 分の 1 に相当する額をこの基金に繰り入れるほか、市町村等の振興及び活性化を図る事業に充てるものとする。

一部改正〔平成10年条例 9 号〕

(繰替運用)

第7条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

追加〔平成17年条例25号〕

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例25号〕

附 則

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

一部改正〔平成13年条例11号〕

2 平成13年度から平成20年度までの期間に限り、基金の運用から生ずる収益は、第6条の規定にかかわらず、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部を市町村等の振興及び活性化を図る事業に充てることとすることができることとする。

追加〔平成13年条例11号〕

附 則 (昭和58年1月6日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日条例第9号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日条例第9号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。